

第二十二回国会 大蔵委員會議録第十四号

昭和三十年五月三十一日(火曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君
理事内藤 友明君 理事森下 國雄君
理事大平 正芳君 理事奥村又十郎君
理事春日 一幸君

出席政府委員

右馬 英治君 杉浦 武雄君
坊 秀男君 前田房之助君
山本 勝市君 山本 桑吉君
淺香 忠雄君 黒金 泰美君
小山 長規君 薄田 美嗣君
石村 英雄君 木原津與志君
横山 利秋君 井上 良二君
平岡忠次郎君 町村 金五君
出席政府委員 大蔵政務次官 藤枝 泉介君
大蔵事務官 原 純夫君
(主計局長) 大蔵事務官 渡辺喜久造君
(主計局長)

委員外の出席者

文部事務官 岩倉 武嗣君
(管理局学校 給食課長)
農林事務官 永野 正三君
(食糧庁業務 第一部長)
専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

五月二十八日

物品税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第九八号)

同日

揮発油税すえ置きに関する諸願(横路節雄君紹介)(第一一六六号)

高知相互銀行日吉出張所開設の諸願

第一類第五号

大蔵委員會議録第十四号 昭和三十年五月三十一日

(井谷正吉君外二名紹介)(第一一六七号)

同日

揮発油税すえ置きに関する諸願(永山忠則君紹介)(第一二六八号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴い食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般會計からの繰入金に関する法律案(内閣提出第八八号)

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般會計からの繰入金に関する法律案(内閣提出第九九号)

臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)
地方道路税法(内閣提出第三二二号)
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律案(内閣提出第三三三号)
国税徴収法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四四号)
砂糖消費税法(内閣提出第三五五号)
租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四一〇号)
関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六六〇号)
物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)

○松原委員長 これより會議を開きます。

まず去る二十八日、当委員会に審査を付託されました物品税法の一部を改正する法律案を議題として、政府側より提案理由の説明を聴取いたしました。

藤枝政務次官。
昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴い食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般會計からの繰入金に関する法律案

昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴い食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般會計からの繰入金に関する法律案

政府は、昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百二十八号)の規定により被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴い食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるため、昭和三十年

度において、一般會計から、一億二千万円を限り、この會計に繰り入れることができる。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○藤枝政務次官 ただいま議題となり

ました物品税法の一部を改正する法律案について、提案の理由を説明いたします。

物品税を課せられるテレビジョン受像機のうち、十四インチ以下のブラウン管を使用した小型テレビジョン受像機につきましては、その育成の見地から、本年三月三十一日までの間は百分の十二の軽減税率により課税することとしていたものでありますが、さきに御審議を願いました期限の定めのある租税に関する法律につき、当該期限を変更するための法律の規定により、この期限はさらに本年六月三十日まで延期されたのであります。従いまして、本年七月一日からは本来の百分の三十の税率の適用を受けることになるわけであり、最近における小型テレビジョン受像機の生産及び普及の状況に顧みるときは、なおある程度の軽減税率を適用する必要があると認められますので、明年六月三十日までの一年間、百分の十五の軽減税率により課税し、その育成をはかりとするものであります。

その他輸出免税等の適用を受けた物品をその用途以外の用途に供する場合の譲渡または譲り受けの委託もしくは媒介の制限規定を設けることにより、横流れを防止することとし、また、輸入物品につきましても、物品税証紙の貼用制度を適用することとする等の所要の改正を行うこととしているものであります。

以上、この法律案の内容について、

提案の理由と内容の概要を申し上げましたが、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いする次第であります。

○松原委員長 これにて提案理由の説明は終りました。

○松原委員長 次に、昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴い食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般會計からの繰入金に関する法律案外二法律案並びに所得税法の一部を改正する法律案外税制改正八法律案を一括議題として質疑を続行いたします。淺香忠雄君。

○淺香委員 食糧特別会計に関連して、農林大臣に政府の食糧政策並びに食糧対策等について質疑をしたいと思っておりますが、まだ大臣が予算委員会の方からこちらへ参られませんが、食糧庁の長官に伺いたいと思っておりますが、これも差しつかえがあつて第一部長が見えておられるだけでありまして、事務的な問題について、三質問をしたいと思つております。

質問の第一点は、米政府と日本政府との間で定められました一億ドルに及ぶ余剰農産物の買入れ協定によつて、米政府は使用額の二千五百五十万ドルのうちから二百万ドル、すなわち邦貨に直して七億二千万円、これを農産物の市場開発費として充当せられるかのうに聞いておるのであります。

が、これは贈与でありますか、それと

も貸与か、これを一つ伺いたい。

○永野説明員 私の方の所管の関係と少し違ふ点の御質問でございますので、至急連絡をとりまして、後ほどお答え申し上げます。

○原政府委員 お尋ねの点は、千五百万ドルは贈与されるのか、あるいは貸与されるのかという点でございます。うか。そうでございますしたら贈与、受けるものと思ひます。

○浅香委員 千五百万ドルではなくて、二千五百五十万ドルのうち二百五十万ドルを市場開拓費に使うというのを聞いておるが、その性格は贈与か貸与かと聞いているのです。数字が違ふ。それから第一部長は、これはあなたの方の権限ではないようなお話でありましたが、少くともこの農産物の受け入れというものは、かかつて農林省にあると思ひます。しかも一番関連の深いあなたの方で、こういつたものの数字とか、あるいは贈与、貸与など、こんな簡単な問題すらお答えできぬというのではどういふわけですか。

○永野説明員 正確なお答えをいたしますために、所管部長と連絡してお答えいたしたいと思ひます。

○浅香委員 主計局のお話では、贈与というところに伺ひましたが、これは日本政府の会計を通じて直接民間に付なかりを持つものか、それとも政府がある程度タッチしていく性格のものか、その性格を一応伺ひたいと思ひます。

○原政府委員 二千五百五十万ドルの問題でございますが、私ただいま申し上げましたことは訂正させていただきます。それは、八千五百万ドルの三分割は、アメリカ側が使う分でございます。

ます。残りの七割は、こちらが借りて使うというわけでございますから、アメリカ側の使途として二百五十万ドルが市場開拓に使われるかどうか、その内訳の点は私詳しく知りませんが、それはこっちが贈与を受けるものではございません。先方が使うものでござい思ひます。

○浅香委員 そうすると、贈与でなければ貸与という意味に解釈してよろしいですか。

○原政府委員 一億ドル参りますうち、千五百万ドルは贈与であります。残りが八千五百万ドルあるが、その八千五百万ドルの七割分、約五千九百五十万ドルでございますが、これはこちらに貸してござい思ひます。これはこちらに貸してござい、残りの三割分、八千五百万ドルの三割分としますと、ちやうど二千五百五十万ドルになります。これは向う側が自分で使う。ただしこちらにおけるいわゆるオプショア・プロキユアメント、域外買付その他に使うのであらうと思ひますが、その二千五百五十万ドルの中のお話のように伺ひましたが、そうでありましたら、それは贈与を受けるものでもなく、借りるものでもなく、アメリカ側がこの地域において使う金であらうと考えます。

○浅香委員 何だか今の答弁では、贈与でもないけれど貸与でもない、きりめてあまいいなお答えであります。この二百五十万ドルの、邦貨に直して七億二千百万の市場開拓費については、アメリカ大使館の農務官が農林省の方へも諮問を發して、この金額をどういふ方に使うことが一番いいかという質問もあつたはずであります。ことに民間の業界の方も、それぞれ招集もし、質問もし、計画の案も提出されていると

いうこの実態を、農林省の方ではどうお考へになりますか。

○永野説明員 私実はお尋ねの要点につきまして、前もって聞いておりましたし、その關係をずっとやつております。關係官も参つておりませんので、至急連絡をとつてお答え申し上げます。

○浅香委員 非常にたよりない答弁で、一向その内容はわからぬのでありますが、これはだんだん具体化されて、もうすでに昨日でも、業界においてはそれだけの連合会の連帯會議を開き、また先般は食糧庁の方から、この七億二千百万に對してアメリカ大使館の農務官から質問があつたことに對して、ある程度の案も出しておられるかのように聞いてゐるのです。もしそういう案が食糧庁でお持ちならば、その案の内容を一応示してもらいたい。

○永野説明員 借款の見返りの資金につきまして、わが国の食糧事情の改善に役立てるために、どういふふうな使用方をすべきかという点について、いろいろ話し合ひが行われていることは、私も承知いたしてゐるのでございすが、今の段階でお答えを正確に申し上げるためには、私ちよつと關係が違ひますので、今連絡をいたしてゐる最中ですから、しばらくお待ち願ひたいと思ひます。

○浅香委員 失礼ですが、まだ勉強が十分進んでおらないように思ひますが、やむを得ないとして、私はその内容を聞いて、あなたの方に反省を促したい一点があるのです。それは、私どもが漏れ聞いておるのは、この七億二千百万の内訳として、サイロの建設費で三億二千百万、試験研究費で二

千六百万、技術教育施設費で二億一千万、食生活改善費は五千九百万、農村の製パン施設補助費一億五百万円を見ておられる。その最後の農村製パン施設補助費の一億五千万の内訳は、一工場に對して百万円ずつの補助をするというふうな案をお立てになつてゐるというのを聞きます。場合によつて、これはあなたの方でよく考へてもらふなければならぬのは、御承知のように、昨年の冷害対策の一環として農村にパン焼き設備を五百六十二カ所作らしたけれども、せっかく作つた設備がほとんど遊休にひつた現状であるのであります。従つてこの二百五十万の市場開拓費の内訳にしまして、こういうふうな案を提出されるという点については、よく考へてもらふなければならぬ。同時にまたアメリカ側の方から民間業者の団体をそれぞれ呼んで、それぞれの案を立てさせておられますが、これはまああなたの意見と計画が出ておるようであります。究極するところ、そういうことで果していわゆるパン食の普及とか、あるいは食生活の改善とか、またある意味においては國のためになるかどうかということについては非常に案じられる点があるものであります。こういう点において、よくほかの方々を指導し、誤まりなきを期していただきたいことをお願いするのであります。

それでは、もう少しお尋ねしたい点もあつたので、政策とか、食糧対策に及ぼすので、これ以上質問しまして、ちよつと私の希望するお答えが得られぬように思ひますので、いづれ農林大臣が来られましたら質問を続行したいと思ひます。ただ事務的な点であります

が、今あなたの方にパンの専門課がなくして、加工輸送課の一部でパンの係を二、三人置いて行政指導をやつておられますが、御承知の通り、日本の絶体量の食糧不足を輸入によつてこれをまかない、食生活の改善、粉食の奨励、これは國民的の世論であり、また十九国会におきましても、衆議院、参議院が、本會議において満場一致超党派的に粉食決議案を上程され可決されました。しかるにこういう食生活改善、粉食の奨励が國策として取り上げられつつあるときに、あなたの方では加工輸送課の一隅に二、三人の担当の係官を置いておられる。何か問題があると、この方々が方々へ意見を聴取しに回つて、そうしてデータを作るといふような格好であります。これは粉食の奨励とか、あるいは食生活の改善に大きな支障を來たしてゐると思ひますが、あなたとして、せめて単課を設ける意思があるかどうかということについてお尋ねしたいと思ひます。

○永野説明員 今浅香委員のお述べになつたように、現在わが國の食糧事情から申しまして、粉食を普及し奨励するといふことは非常に大事なことであると思ひますが、パンの製造業を指導するといふことになりまして、問題は原料の粉の問題もござい思ひます。が、その他いろいろ粉につけ加ふる副原料、あるいは加工技術、その他の問題も関連するのでござい思ひます。これらの關係を全部食糧庁でもって技術指導を一つやつて参るといふわけにはなかなか實際問題として参らないと思ひますのでござい思ひます。問題は非常に重要な問題でござい思ひますので、なおよく内部において検討して、できるだけ御意

見に沿うような方向に研究したいと思ひます。

○浅香委員 それでは粉食の問題とか、食生活の問題とか、あるいはMSAに基く小麦粉の輸入並びに取扱ひ等の問題につきましては、農林大臣に出席されました場合に伺うといたしまして、文部省の方が見えておられるようでありますので、お伺いしたいと思います。

第一点は、学校給食が始まりましてすでに七年になる。昨年は、この学校給食の法律が制定されましたが、文部省においては、この国会において学校給食法を拡大改正する意思があるかどうか、これをまず伺いたいと思ひます。

○岩倉説明員 お答えいたします。本年学校給食法を改正するかどうかという問題は、実は余剰農産物の受け入れの關係が確定いたしましたことに關係をいたしておりますので、もし余剰農産物受け入れの細目取りきめができる段階になりますれば、この法の方の仕事も進められることになるであらう、かように考えております。と申しますのは、以上の計画には、中学を含むことになっております点が一点でございますし、またもう一点は、余剰農産物の受け入れに關連いたしまして、貧困児童に対するいわゆる必要保護児童に対する補助の制度を立てるために、学校給食法を改正をしたいというふうに考えておりますので、御了承を願ひたいと思ひます。

○浅香委員 この国会で拡大の改正の意図があるのですか、ないのですか。もしありとしましたら、いつ時分その法律の案を提出されるか、簡単にお願いします。

○岩倉説明員 お答えします。基本協定の方は、最近仮調印が行われましたし、本日は調印が行われるように伺つておりますが、この中には、学校給食用の物資としまして、小麦粉と乾燥脂肪ミルクを予定しまして、千二百万ドルというように定められております。そこでも数量をどうするか、それからさらにその他の条件をどうするかということは今後の折衝になるわけでありまして、なるべく早急にその折衝を終りまして、細目の取りきめが進められるようになることを期待しておりますのであります。ただ今日のところは、はっきりした見通しがまだ立ちませんので、御確答申し上げるわけにはいかないので、何が何としまして本国会において学校給食法の一部改正をいたすことができませんように期待しております。

○浅香委員 ポイントをはずしておられるようでありますが、今日MSAに基く学校給食の小麦粉を無償で引き渡されるということ、これは周知の事実なものでありますので、従つてこれに基いて、これをいかに拡大していくかという点については、昨年の法律を当然改正しなければならぬと思ひます。その意図があるかないか、あればいつされるかということをお伺いしております。やほりそのお答えによつて支障の面もあるかのような気がいたしますので、これ以上追及いたしません。

次のことに移りますが、小麦とミルクの贈与分は何万トンですか。そして金額に直してどれくらいのものであります。

○岩倉説明員 実はこの数量につきましては、先ほど申しましたように、日本政府としましては最後の交渉の案を先方に提示してございまして、ごく近くその交渉が開始されることになると思つております。経過的にはいろいろの資料を出してございまして、また質疑応答が重ねられて参りましたけれども、最後のまとまつた案はごく近く提示することになるであらう、かように考えております。

○浅香委員 それがかかりに決定されるものとして、これを学校給食に今後どうはめていく計画をお持ちですか。

○岩倉説明員 御承知の通り小麦にいたしましては、乾燥脂肪ミルクにいたしましては、通常輸入として従来買ひ取つておりました分につきましては、従来通りの数量を一応入れることになつております。そこで贈与を受けます分と、通常輸入の分と、さらにミルクにつきましては、国内産の約二千トンを予定いたしまして、これをプールいたしまして配給する計画になつております。

○浅香委員 かりに贈与分を受けられるものと前提してこれを實施しました場合に、給食の父兄負担はどれだけ軽減されますか。

○岩倉説明員 数量が確定いたしませんので、はつきりしたことは申し上げにくいのであります。と申しますのは、ミルクにつきましては、従来市場価格十七セントぐらいたつたものを二セントという安い価格で受けております。ところが贈与を受けます場合には、これがやはり十七セント見当で計算されて、この千二百万ドルのうちから差し引かれるという關係になりますので、ミルクにつきましてはあまり安くならないと考えております。ことに

国内産と抱き合せてプール計算いたします關係上、この四月以降暫定的にきめましたミルクの価格よりは安くならないと考えております。

小麦につきましては、数量が幾ら贈与されるかということにつきまして、これと通常貿易の分を合せてプール計算いたすことになるのであります。なおその間におきましていろいろと操作をいたして価格決定をいたす過程がございまして、明確に申し上げられませんが、新聞等に出ておりますように、大幅な給食費の軽減は困難であると考えております。ある程度の軽減は考えられます。

○浅香委員 ある程度ではあまりにも漠然としておりますので、今までの給食費は食当り幾らで、大体この程度に軽減されるのではないかと、あなた個人の意見でもけっこうですから、お聞かせ願ひます。

○岩倉説明員 その点非常に申しわけないのでありますが、あまりはつきりしたことも申し上げにくい立場にございまして、御了承願ひます。ただパンにつきましては、ある程度の軽減がされるというふうに御承知いただきたい。

○浅香委員 文部省の管理局の課長さんがあまりにも警戒的であつて、すでに八万トンの小麦の贈与分を受けるということはきまつておるといふもよいです。それを贈与のミルクと合せて何百何十万人に割り当てればどういふ金額になる、これをプール計算にすればどうなるかというふうなことは、あなたにわかりやうなものです。わからなければ、どうして今後給食の法案を出すとか計画をお立てにならう

と申されるのですか。どうも答弁があまりにも警戒的で、私は満足が行きません。

それからこの八万トンの贈与分の小麦粉は、軟質の小麦だと聞いているのですが、もし軟質の小麦でありました場合には、パンの給食には使われませんか。これは御承知でありますか。

○岩倉説明員 軟質だけでなく、硬質のものもあわせて計画に入れております。

○浅香委員 専門的な問題まであなたが交渉されたにもかかわらず、給食費がどう軽減されるかわからぬというふうなことは、どうも受け取れにくい答弁であつて不満足だと思ひます。そこで私が聞き、調査をしましたところによりまして、軟質の小麦だと聞いておる。もし軟質の小麦であつたなら、これは御承知の通りパンになります。そういつた場合にはどうされるのですか。

○岩倉説明員 軟質だけを受け入れるということは、文部省としては考えておりませんが、どこまでもやはり硬質とともに、あわせてパンにでき得るような計画で要求して参りたいと思ひます。

○浅香委員 この程度にいたしますが、私はこの国会で粉食の拡大の改正法律をまず出されると思ひのであります。その場合に定時間の高等学校、すなわち昼勤められて、時間きりぎりし、夜分学校へ飛び込まれる、そして勉強し、腹を減らして家へ帰つて十時、十一時過ぎくらいに夕飯を食つております非常に気の毒な方が、御承知のようにたくさんあるのであります。この場合、法律を改正するという前提に基

て、まずこのうい人々を優先して入れる意思があるかどうかということをお承りしておきます。

○岩倉説明員 夜間の定時制高等学校の給食の問題でございますが、これは御承知の通り勤労青年でございますが、経済的にも非常に恵まれていないというふうなことから、教育的効果を高めるためにも、今お話のように、所定の時間に適當な食事がとれないというところは、誠に遺憾なことではございますから、文部省におきまして、従来何とかこれを解決するような方法を考へたいというので、予算の中にもそういった設備の要求等は出てゐるわけでありまして、また一部は通つたことでもあるのであります。そこで給食の物資を配給する段になりますと、小学校の場合とは、給食は多少義務づけが違ひまして、やはり学校における食堂経営を容易ならしめ、その結果勤労青年たちが安心して學業に専らふことが出来るような意味合いに考へてやつております。しかし物を配給いたしますこと、また給食の内容をよくすること、につきましましては、全く義務制の学校と同様に考へられますので、私たちが大いに関心を持ちまして検討いたしておりますし、なるべく適當な機会、と申しますのは、今度あたりもそういう点は十分に考へられてよいではないかと考へております。

○浅香委員 それでは優先してこれを入れると解釈して間違ひありませんか。それといま一点、貧困児童に対して同じようなことが言えると思うのであります。これもともにもう一度答弁をしていただきたい。

○岩倉説明員 夜間の定時制高等学校の問題につきましては、文部省側で熱意を持って従来考へてきておりますことを申し上げました。今度も、そういう点については十分考慮すべきではないかというところを申し上げたのであります。が、あまり確定的に私の言葉をおりたいたくことは、少し差しさわりのあると存じますので、御了承願ひたいと思ひます。

それからお申す保護児童、生活保護法の適用を受けない子供たちで、なお給食費の支払いが困難な家庭の子供たちの問題であります。この点につきましては、余剰農産物の受け入れが確定いたしまして、小麦の数量が、さらに細目取りきめで確定いたしましたれば、それに應じて予算的な解決がつくような手当になつてゐると承知しております。従ひまして、この方につきましては、大体見通しは立つておるというふうな感じを持つておるわけでありまして、

○浅香委員 どうも満足できぬので、いずれまた日を改めて伺うことにいたします。

それではこれは政治的な要素を含んだ質問でありますので、本来ならば政務次官なり大臣に伺う筋であります。が、しかし事務的に関連すると思ひので伺ひます。三年度の予算に粉食に関する予算を大半削られておる。これは私もから言わしめるならば、農林省に非常に熱心なれば押しても足らぬ。今日日本の経済の上から見ても、外貨の節約の上から見ても、あるいは国民体位上からも、また国民需要の上からも、粉食に関する経費を削るというところは、私には合点がいかぬので、これはどういふ意味でかく

まで削られたか、そのときの事情をお話ししていただきたいと思ひます。

○原政府委員 粉食に関する経費を削つてゐるというお話でございます。学校給食関係の予算であらうと考へますが、これにつきましては、三年度の予算におきまして、合計十八億二千万円を計上いたしておりました。前年度の対応額が十八億一千三百万円でありまして、削つておりました。もちろんおつしやいますように、粉食奨励の精神は非常に重要であると思ひます。第でございまして。

○浅香委員 私の質問とかけ離れた答弁でありまして、学校給食の方は、適用される児童がふえていくというふうな人数に基く増額であつて、私の言ふ人々とは、たとへば食生活の改善の普及費が二百五十八万三千円のもの、二百六十六万に減る、食生活改善の講習費が、八十五万六千円のもの、を六十五万に減らしてゐるが、この粉食の奨励に關係する経費を一切落しているというところは、どういふわけですか。

○原政府委員 われわれといたしまして、粉食について総体として力を抜かないというところは、ただいま申し上げた通りであります。いろいろな講習会、あるいは奨励の宣傳的な経費、この種について当ります場合には、補助金一般に於いてあります。この種の奨励的な補助その他研修だとか講習だとかいふ種類の補助につきましては、永久にこれをやるというところはいかゞであらうか、やはりそういう風を起して、その風が總体の流れを作つてしまふという状態になりますれば、だんだんとやめて、ほかの補助に切りか

て参るのがよろしいというのが実は私どもの考え方でございます。従ひまして、他の面でもいろいろの研修、講習といふものは、負担力の関係もあり、またそういう奨励の効果を浸潤の程度というふうなものも考へてあつたといつておきますので、そこだけをとつてごらんになりますと、總体として減つてゐない、ほかの方でふえておるといふことでございまして、一つそういう意味で御了承いただきたいと思ひます。第でございまして。

○浅香委員 その答弁は話になりますので、これは政務次官なり大臣に伺うことにいたします。

それから主税局長がお見えになつておられますので、伺つておきますが、カルクットとか乳幼児菓子等に砂糖の消費税が免除されてゐるのか、ように思ふのであります。この大事な学校給食用に砂糖の消費税の免除を適用する御意思があるかないか。

いま一点は、家庭用のトースターも依然として物品税がかけておられますが、この物品税を廃止する意思はないかどうか、その点を一つ伺つておきます。

○渡辺政府委員 学校給食用の砂糖につきましましては、浅香先生から、前からずいぶんお話をあつた問題でございまして、現在育児用につきまして、砂糖の消費税を免除してゐることはお話の通りでございます。これは終戦後におきまして入つた規定でございまして、ただもつぱら片方で育児用練乳の砂糖消費税を負けるといつたようなことも、見用砂糖の消費税を免除してあります

が、学校給食の問題につきましては、いろいろの検討をしてみているのでございまして、なかなか実行の面におきましていろいろの難点があり、砂糖消費税を負けるのはいか、あるいは予算の方でめんどうを見るのはいか、こゝういつたような二者択一の問題もある次第でございまして、現在のところをいたしましては、政府がめんどうを見たいとすれば、むしろ予算の方でめんどうを見ていただきたい、税の方でこれをやるにつきましては、手続的に非常に煩瑣なこともございまして、ちよつと無理じやないかという考へ方をしております。

それからトースターに対する課税の問題、これはいろいろの欠陥もございまして、われわれも検討しておりますが、今すぐに廃止すべきかどうかという点につきましては、もう少し検討した上で結論を出してみたいと思つております。

○浅香委員 ただいまの答弁の最初の一点、手続が煩瑣であるということに要約されるようでありまして、手続上の問題ならば、これはいかうにも考へられる問題でありますので、そういうことの解決がつけば、乳幼児菓子と同じように免税するお考へがあるのか、再度伺つておきます。

○渡辺政府委員 手続の方を少し強調し過ぎましたので、そういうふうにおつたり願つたとして多少私の氣持と違ひますが、やはり免税することにつきましては、学校給食について国がどれだけのめんどうを見るかということが一つの大きなポイントだと思ひます。その点につきましては、先ほど申しましたように、予算の方でめんどうを見

る考え方と、税の方でめんどろを見る考え方と二つあるわけでございまして、その両方あわせて、給食についてはどの程度政府がめんどろを見るべきかという問題として考えていくべきじゃないか。同時に加えて、その方がある程度きまつた場合において、それじゃ税の方はどうかという場合になったときに、手続の問題が実は相当煩瑣な問題がある、あるいはこれを二次的につけ加えて申し上げるべき問題かと思っております。

○浅香委員 大蔵政務次官がお見えになりましたが、政務次官に伺います前に、食糧庁の第一部長にお尋ねしておきます。私、先ほど主計局の原次長に伺いましたときに、粉食に関する費用は軽減されてないという答弁でありました。学校給食の児童の数のふえたことによるところの経費は、なるほど昨年度と同じ割合で増加しているかも知れません。しかし粉食の奨励、あるいは食生活改善に要する経費は、私も資料を持っておりませんが、御承知の通りある程度前年度より少くなっております。それを今原次長が答弁されましたのは、逆にふえているかのようなお話でありましたが、それは食糧庁としては間違いないかどうか、一つ念を押しておきます。

○永野説明員 先ほど主計局の方から御答弁がございましたように、今御質問がございましたような食生活の改善、これの中心は粉食の普及にあるのでございまして。この関係の経費といしまして、実は二十九年度に比べまして若干減少になっておるのは大へん残念に思うのでございますが、これはいろいろの関係の節約、その他のバラ

ンスの問題といたしまして、私の方としてはやむを得ない措置ではなからうか、こう考えております。ただ、全般的に粉食を普及し、改良いたしますために、政府が麦を売り渡します場合の売り渡し価格等につきましては、現在の食糧管理全体の会計からいたしまして、相当な負担をいたしておる関係がございまして、それらをあわせまして、政府といたしましては粉食の普及について今後でもできるだけの努力をいたしていきたい、こう思っております。

○浅香委員 原次長、お聞きの通り。あなたはふえておると言った。ところが今第一部長に再質問をすれば、食生活の改善、粉食の奨励費というものは落されておる。しかしこれはやむを得ぬというお話なんです。お互いに質問する限りは、若干の資料を携えて来ておるのですから、そういう変な軽率な答弁はしていただきたくないと思えます。

それから大蔵政務次官に伺います。御承知の通り、食生活改善とか、あるいは粉食の奨励は、前国会においても決議案として上程されて、衆参両本会議において可決になった問題であります。それをどう大蔵省は考えておられるのか。これは政治上の問題でありますので、政務次官から一つ伺っておきます。

○藤枝政府委員 中座をいたしましたし、途中の政府側の答弁も存じておりますが、ただ原則論の問題として、粉食奨励について両院において非常に強い御決議があった。またわが国の食糧事情からいまして、粉食奨励に努力をいたさなければならぬことは当然で

あります。ただそれが、ただいま御質問がありましたように、本年度の予算において、一般的節減ではありまするが、多少でも節減があるということ自体、何か政府が粉食奨励について熱意を欠くのではないかとというようにお考えかと存じます。私も、なるほど一般的な節減についての並みのことはいたしましたが、しかし粉食奨励そのものについては、ただいま食糧庁からもお答え申し上げましたように、単に補助金等の奨励の金の問題以外に、麦の払い下げ価格その他の問題も関連いたしまして、ぜひとも粉食の奨励に努力をいたして参りたい。またこれは別途のものでありまするが、いわゆる新生活運動を推進するための費用を、御承知のように若干本年度の予算に計上いたしております。これは結局国産品の奨励であるとか、あるいは粉食の奨励その他食生活の改善等を推進すること、新生活運動の中心であるのでありまして、またその使途は、どのような費目にどれだけの金額を使うかということとは決定いたしておりませんが、しかしこれらの費用をも活用いたしまして、食生活の改善には努めて参りたいと考えておる次第でございます。

○浅香委員 政務次官の答弁で、国会でなされた決議を十分尊重するという話があり、また新生活運動の予算等のお話もありましたが、私が聞いておるのは、それじゃ粉食奨励の趣旨に対して、政府がその趣旨に沿うというならば、具体的に予算の措置はどうするのだ。ところが予算上は、逆に食生活改善、粉食奨励などは削っているじゃないか、これではMSAによる麦の相当な量が入ってくる時期にどうして粉食

奨励になるのだということ、この数字とが違ひでしよう。そこで私は、この国会において、あるいは近い機会において増額を当然とされなければならぬと思うのでありますが、その増額の意思があるかどうかということをごらに承わっておきたいと思ひます。

○藤枝政府委員 国会の決議を尊重すると言いつながら、予算の上において削減をしているじゃないかということでございます。先ほどもお答え申し上げておつたかと思うのでありますが、なるほど昨年度に比しまして金額を減らしておりますが、それは普通の節減額と比較をしていただければ、それほど減らし方をしていないということが言えると思ひます。しかし、それにしても減らしたことは減らしたじゃないか、それだけ熱意を欠くのではないかという御意見かと存じます。私も、先ほどもお答え申し上げましたように、粉食奨励を推進していくという方針を変更しておるわけではございません。そうしてまた、新生活運動の全面的な展開というようなことは、食生活の改善とか、あるいは国産品の受用とか、こうしたものが具体的な問題としては中心になっていくものと考えておるのであります。かたがた相待ちまして粉食の奨励には努めて参りたい、食生活の改善に努めて参りたい、こう考えている次第であります。従つて、ただいま御質問のありました粉食奨励に關する予算を直ちに、あるいは近い将来に増額するかとということでございますが、現在のところ政府といしまして、これを直ちに増額すると

いう意思は持っておりませんが、先ほど申しましたように、新生活運動の展開等によりまして効果をあげて参りたいと考えておる次第でございます。

○浅香委員 くだいようですけれども、今政務次官は、新生活運動を表面に出されておられますが、新生活運動といふものは、これは衣料の問題も含まれておる。なるほど粉食の奨励等もその一環に含まれておりますけれども、これはきわめて一部のことであります。それでございまして、これを言われては、私として承服できません。食生活の改善が必要であるというならば、その予算措置をどうするかということだけ、ほかのことはよろしいから、この一点だけでも一べん答弁をしていただきたいと思います。

○藤枝政府委員 どうも同じことを御答弁申し上げるようで申しわけないのではありませんが、現在の計上いたしました予算について、今後政府がこれを増額するというような措置については、今のところ考えを持っておりませんのであります。ただいま申しましたように、新生活運動のほんの一環だという浅香さんの仰せであります。私は、新生活運動の相当重要な部門にこの食生活の改善——特に農村方面においては、中心になるべきものではないかということを考えておるのであります。それらと相待ちまして、御趣旨の点を推進していきたいと考えておる次第であります。

○浅香委員 この新生活運動の費用も、私がつまびらかにいたしまして、次の機会に政務次官と一問一答を重ねたいと思ひます。そこで、きょうは農林大臣も食糧庁長官も見えられず、また

予算上の問題で大蔵大臣にも一つ質問したいと思いますが、おられませんか、次会にさらにこれを続行させていただくことを希望いたします、質問を終りたいと思います。

○松原委員長 次に井上良二君。

○井上委員 私は食糧会計のことについて二、三伺つておきたいのですが、昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに、食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、実に長い名前、法律案ですが、この法案は、昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して、米麦を特別価格で売り渡したことに、生じた損失を、一般会計から一億一千九百万円ほど繰り入れるという法案でございまして、指定はいたされたのであります。この法案による被害地域は、台風による被害関係によりましては三重、兵庫、岡山、徳島、高知、大分、宮崎となつており、冷害に關するものは、北海道、青森、岩手となつておるのであります。他の地域は台風の被害はなかつたのか、それから冷害も北海道、青森、岩手は冷害だが、お隣の秋田、福島、これらの地域には冷害はなかつたのか、この被害地域の査定はどういう基準によつてやられたのか、これを伺いたいのではありません。

○永野説明員 台風により被害農家の区域をいましては、それによる減収を目安におきまして、減収量が一〇%をこえる都道府県を選んだわけでありまして、また冷害により被害も同様、減収量が一〇%をこえる県

を選定いたしましたのでありますが、ただし岩手につきましては、冷害による穀の作付地帯の被害が激甚でございまして、これを入れたわけでございます。こういう標準に基きまして、関係当局と協議をいたしました結果、こういう範囲を決定いたしましたわけでございます。

○井上委員 そうすると、当該府県の被害減収額が一〇%、こういうことで、府県地域の全体の被害率を出したのですか。

○永野説明員 さようでございまして。

○井上委員 それは法律のどこに書いてありますか。

○永野説明員 この点はこういう災害の取扱ひの、いろいろなほかの問題ともからむのでございまして、ほかのいろいろな災害対策につきましても、大体同様に県単位で区域を決定するようになつておるのであります。この飯米の払い下げ、売り渡しの特例につきましても、同様な考え方をとつたわけでありまして。

○井上委員 農業災害の場合にはさうなことになるておられません。農業災害の補償をいたします場合は村単位であります。従つて、たとえは今政府が支払おうとしておりますこの損失補てんの指定府県が、全然そこに台風の被害がなければ別だけれども、災害が現実につけておる県があるにかかわらず、この適用から除外されておる。また冷害においてもさうでありまして、こういうように県単位に大幅に減収量を押えていくというところは、政府の立場からいへばできるだけ損失を補てんいたす負担を免れるためには必要かもしれないけれども、法律によつて正当

な救済を受けようとする被害農家側の立場からすれば、はなはだ不公平きわまることになりませんか。

○永野説明員 お話の通り農業保険につきましましては、災害による減収を保険の制度によりまして補てんするのでございまして、正確に災害の程度というものをさかかく追及して決定いたさなければならぬと思つてございまして、今御審議いただいております法律の内容につきましては、これは今お話の通り、さかかく個々の農家につきま

して、實際飯米を必要としておる、非常に経済的にも窮乏しておるというところを追及いたしまして決定すれば、それは一番理想的なものでございまして、このことを選ぶに、いろいろな取り急いで決定をしなければならぬという事情もございまして、要するに県単位でさういふ救済措置の範囲をきめる以外に、方法がなかつたというふうに御了承いただきたいのでございまして。

○井上委員 ちょっと間違つたこととてございまして、あなたの方のさういふ減収に対する場合のものの考え方、基準を伺つておきたいのです。今度の国会でも、昨年度産米の減収加算の問題になりまして、この減収加算が四百四十万支出をする、さういふことになつて、昨年度産米にこれをかけるという、約三十三億くらいあるというお話、この減収加算の算出の基礎が、平年作からこれこれ、何パーセント下回るといふことで、全供出量にさうかけておる。ところが一般の人々の意見といたしましては、實際全国米産地において、ある地域では非常に平年作を上回つておるところがある、ある地域

は平年作を下回つて、實際に減収になつておるところがある。ところが減収加算額は、さういふ上回つておるとか、下回つておるとかは全然問題にせず、全国平均してこれを出しておるといふために、豊作のところが減収加算額がもたらえておる。国民感情としては、減収になつた農家に払うべきであつて、それを豊作の農家がとるというのはどういふわけか、さういふ感情が一方にあるわけですか。あなたの方の、全国平均して大体平年作の場合は米価指数が出てくるから、従つて平年作と比べればこのだけの減収になつておるといふこと

から加算額をはき出しておる。この考え方は、一体さうな考え方かどうかという問題が一つあります。それから農業共済の場合と売り渡しという地域基準の査定の場合と比べてみて、そこに何か割り切れぬものがあるのではなからいか。だから政府としまして損失をカバーしてやるというのを、ある一定のワケで最初からきめておつて、これだけしか安く売れる米はないから、これをできるだけ小範囲に渡さうじゃないかといふところ、さういふ地域指定をやられたのではないかと私は考へる。さうでなければ、被害農家が法律による正当な救済を受けることができない。たとえば四国四県のうちで、愛媛県が抜けておる。高知県なり徳島県なり愛媛県は全然被害がなかつたかといへば、やはり被害があつたに違いない。そんなに県境で台風がある県に被害を与え、ある県に被害を与えないものではないから、当然そこには大きな被害があつたに違いない。ただ県全体の被害の減収量が一定の量

に達しないというやうなことで切り捨てられておる。法律は被害農家、災害農家を助けるということになつておる。そこに行政処置上のやり方がとられていないではないか、さういふことになりませんか。

○永野説明員 この法律の一条にございましては、適用地域を政令で定めることになつておるのでございまして、今お話のように、個々の生産農家の被害状況、個々の農家の飯米の状況なり経済の条件というものをよく調べまして、この法律を適用することは、實際問題として非常に困難でございまして、県全体の減収量を一つ目安におきまして、この政令で定める地域を決定したわけでございますが、實際問題といたしましては、確かに御指摘のやうな点はあるかと思ひますが、事を運びますためにやむを得なかつたというふうに私は考へるのでございまして。

○原政府委員 私の方も、さういふやり方について若干の責任がございまして、補足して申し上げますが、災害があつて農家も苦しみ、ほかのいろいろな他の方々も被害を受けるというやうなことがございまして、それぞれ恒久法として、救済の手も延べられておるものがあるわけでありまして、一般土木災害における例の特令法と同様、本件は特例法でございまして、われわれ災害で農作物が減つたからといって、売つてもらう米を安く買ふといふことは常にやらなければならぬとは考へておりません。本件も昨年の国会におきまして、政府側としてはさういふ考へて、昨年度度の災害では必要なしと考へて御提案申し上げなかつたのであります

が、議員立法をもつておきめになったわけでありませう。われわれは特例と考へております。従いましは料金を払い、また国が負担するということは、はつきり制度的に農業保険とは全然基礎が違ふというふうに考へておるわけでありませう。そういう特例的な救済の手を延ばします場合に、極端に申しますれば、全国で十軒の農家がある雨でやられるというときには、国が出勤しなければならぬかということになりませう、われわれはそういうものは地方で、その程度のものなら村でお互いにかばりしてもいい。またある程度のものでは県の段階でやつていただきたい。とても村や県でできないという場合に県が出たり、あるいは国が出てつづけるというふうになるべきである。そういういふ場合に限れば、とても災害などがあつた場合に買米——買米ばかりではございませう。肥料もございませう、農具もございませう、いろいろあるわけではございませう、そういうものに対する救済は、總体として制度化された農業保険を中心に考へていくということであつて、他の個々の購買率について負けてやるという問題は、ごく極端にやられて、地方的なカバリーがつかない場合特例として考へべきだということに思つております。昨年立法されました法律においても、それを前提として、政令で定める地域というふうにおつちやつてゐるのだと思つて、その気持でいたしてゐるわけではございませう。

○井上委員 あなたが今の御答弁の趣旨は、私も了解いたしますが、もしやうなことでございませうならば、一応政令におきまして、たとえば全原の被害が一〇％に達する場合は国がその損失を補てんする、あるいはそれ以下の場合は県段階においてこれをやらす、あるいはそれ以下の場合は農業共済組合の方でやらせる。そういうふうな一つの政令の施行において具体的な段階を設けて、法律の精神を生かして使つてもらうようにするということが私は妥当でないかと考へる。何分にも予算を伴うものでございませうから、その全部を満足にいくようなわけにはなかなかいかぬが、しかし法律の建前から言うならば、被害農家に対して救済する対策でありますから、ある県のは救済をやるとか、隣の県は全然救済されない、こういう不公平が起つて参りますので、その点に対する取り扱ひを、今後もしかようなことが臨時立法として適用せられます場合には起り得るかもしれないから、あらかじめ一つ御検討を願つておきたいと思ひます。最後に一つ伺つておきたいのは、この食糧特別会計で、先ほども申しました減収加算額三十三億をこの年度の操作においてはじき出す、こういうのですが、そんなことができませんか、ここに二億一千九百万円赤字が出たというだけで、一億一千九百万円の赤字が計入される法案を出して、一般会計から繰り入れるものはそんなだらしないものであつたか。一億一千九百万円の赤字が出たというところで新しくこういう法律を出さなければならぬやうになつてゐる、それほど食糧会計というものは正確に行われるというふうな理解しておつたが、ところが今度三十三億という大きな金が、何ら予算も組まなければ、あるいは証券も発行されなければ、

ば、一体この金はどこからひねり出すつもりですか。そういう余裕がどこから生ずるのですか。そういう余裕の生ずる予算ならならぬ食糧会計の内部でですか。これは農林当局と大蔵省の政務次官と主計局の方から御説明を願ひたい。

○永野説明員 食糧管理特別会計に生じた赤字の欠損の処理につきましても、その性質上それぞれの対策がとられることになるのでございませう。この法律によりましては、災害の救済策として、通常の食糧管理の建前以外の値段でもつて、特例でもつて売却をいたしましたための欠損というふうに原因が明らかになつておりますので、そういう意味におきまして、この法律に基いて処理をいたしたい、こういうことでございませう。食糧管理特別会計を運用いたして参ります場合に、ただいまの御指摘のような減収加算の問題、あるいは米価の問題その他現在予算に組んでおります要素には、これは実行上いろいろな変化があり得るのでございませう。ことに食糧管理会計の非常に大きな部分であります輸入食糧の買入れと、あるいは運賃の状況等に海外の市況、あるいは運賃の状況等にありましていろいろな変動があるものでございませう。先般減収加算を政府が支払うということに決定いたしましたに ついては、これらのいろいろな変動の要素というものを考へまして、できるだけ食糧会計の操作によつてまかなつていきたい、こういう考へのもとに決定をいたしましたのでございませう。

○藤枝政府委員 食糧管理の経理そのものが非常にルーズなものかというところ、そんなことは絶対ないことを申し上げておきたいと思ひます。ただ井上さんもこれは十分御承知の通りでありまして、食糧管理の執行に当りましては、なお未確定の要素というものが非常に多いことは、ただいま食糧庁の方から申し上げた通りでありまして、米価がどうなるか、あるいは輸入食糧の問題がどうなるかというふうな未確定の要素のあることは、これはもう御専門の井上さん御承知の通りであります。そういう点がありますから、この本予算が決定いたしました後、その後の食糧管理のいろいろな操作によりまして、さきに決定いたしました減収加算の三十二億九千万円というものは何とかやつていけるのではないかと、これをわれわれは考へておりますし、またそれに対しては、所管の責任大臣である農林大臣が十分その点を考慮して今後の食糧管理特別会計の運用に當つていかれるであらうということを期待しておる次第でございませう。

○井上委員 この減収加算は二十九年度の産米の減収加算です。そうすると、これは二十九年度産米の買入れ価格、売り渡し価格の中で操作すべきものである。それを三十年の予算の中に持ち込んでくるということ、それ自身必ずしうにあやまちであります。どうですか。

○原政府委員 それはこういうことでございませう。おつちやる通り二十九年度産米の分でありまして、三十年度予算にも二十九年度産米の集荷の残りの分も一応入つておることは先生御存じの通りでございませう。従つて三十年度にも二十九年度の米の金が入つておる、それから前例に徴しまして、例のバック・ペイなんという過去において過ぎ

去つた年の分を払うということもございませう。さしつかえないものと考へておる次第でございませう。

○井上委員 そうすると大蔵当局は、今後こういうことが起つた場合はいつでも——これは食糧会計に限りません、他の特別会計においても、さうな臨時的な支出の起つた場合は、その会計の操作で何とかしてやりくりしておけ。それで年度末に赤字が出るやうになれば、新予算の方で一般会計から繰り入れるなり、あるいはまた証券を発行するなり、何とかしてつじつまを合はすから、そこはいいかげんに食糧の特別会計の中でやりくりしておけ、こういうことを原則的に認めになつておられますか、これは大事なことでございませう。

○藤枝政府委員 各特別会計その他につきまして、その管理の当局の者が勝手にやつておけ、あとでそのしりはぬぐうかぬぐわぬか、そのときの相談だというやうな、そうしたルーズな特別会計の運営を今後一般的にやらせるやうな考へはございませう。ただこのたびの減収加算の問題につきましては、国会側の非常な強い御要望もありまして、また先ほど申しましたやうに、食糧会計の特殊な性質からいたしまして、今後の運用によつてそれがカバーできるであらうというこの目通しがつたがゆゑに、これを支払ふことを決定いたしましたのでありまして、他の会計その他につきまして、ただいまお話がありましたやうに、適当な申しますか、いかげんな経理を認める所存は全然ございませう。

○井上委員 これは大へんなことでございませう。あなたの御趣旨はよく了解をしま

すが、今の御答弁の中にもありました
が、国会に提出してあります食糧特別
会計の歳入歳出というものは、三十億
もの大きな未確定な要素が含まれてお
るような予算をお出しになっておりま
すか。そういうことがもし許されるな
らばこれは重大な問題です。この点ど
うですか。

○藤枝政府委員 先ほどお答え申し上げ
ましたように、食糧会計そのものの
現在予定された米価、あるいは予定
された消費者価格、その他麦価等の
積算からいたしますれば、つじつま
の合った会計を御提出申し上げてお
る次第であります。ただ先ほど申し上げ
たように、この不確定な米価といひ、
あるいは輸入食糧の価格といひ、なお
決定が今後には延ばされる問題もあり
ますので、そうした点の操作を認めま
して、今回の特別の処置をとつたので
ございまして、この間の事情は御了解
いただけるものと考へておる次第でござ
います。

○井上委員 これは、あなた大へんな
ことです。そんなにかげんな答弁で
ごまかされるものじゃありません。御
承知の通り、まだ予算は審議中でござ
いますから、一応この予算がどうなる
かわかりませんけれども、もし政府がこ
の年度間において、この会計の中に三
十億もの操作ができるだけのゆとりが
生ずるであろうというのを考へ方自身
に、予算の不確定というものが指摘さ
れるじゃありませんか。三十億もし
ゆとりが出るならば、それは具体的に
どこから出るのですか。そんなことを
初めから見込んでこの予算を組んでお
るのですか。そんなことは見込めるわけ
はないじゃありませんか。はつきり収支

を合せたものが出されておるのではし
う。もしそういうことがかりに許され
るということになりましたら、今後い
かなる操作をやつても一向わからぬと
いうことになるでしょう。大体國際価
格で米は輸入しておりますから、そう
しますならば、そんなに大幅に米が安
くなる、またそれほど米を輸入しな
くてもいいという見通しがついており
ますか。それとも国内の米価は予算米価
よりも下回る価格で買ひ上げるか、輸
入数量を大幅に制限をして輸入する
か、それとも國際價格がはるかに下
るという見通しが立つておるか、こう
いうことではなかつたら、三十三億とい
う金が出る見通しがないじゃないでし
ょうか。どこから出そうというので
すか。消費者価格を上げるといふので
しょうか。その点をはつきりして下
さい。

○藤枝政府委員 予算委員会で大蔵大
臣も答弁申し上げましたように、この
減収加算の三十二億九千万円を出すた
めに消費者価格を上げる、あるいは生
産者米価を引き下げるといふような処
置はしないというところは、これはは
つきり政府の意向として申し上げたと
ころでございまして、またこの食糧計
算そのものは、井上さんも御指摘のよ
うに、現在予定されておる米価、麦価
によりまして買ひ上げ、そして予定
されておる消費者価格によつて売り渡
すというふうなことに ついては、つじ
つまの合つておることは、御承知の通
りであります。従つてこの予算そのもの
をそのまま実行いたしますならば、こ
れだけの余裕の出でこないことは御指
摘の通りであります。しかし先ほど
申しましたように、それは現在の米

価、麦価を据へ置き、また中間の経費
等につきましても、現在予定をいたし
ております中間の経費等をそのまま
施行した場合のことでありまして、しか
し、中間経費等につきましても、常に
国会で御指摘がなされるように、その
節約について努めるべく努力をいたし
ております。ただ輸入米価をどうする
かというふうな点につきましては、む
しろこれは所管大臣である農林大臣が
どのような考へ方を持つておやりにな
るかという点につきまして、その御所
見をお尋ねいたしたいと思ひます
が、それらの操作をかねてそうしてこ
の決定いたしました減収加算額といふ
ものが何とかやりくりがやつていける
のではないかと見通しのもとに、
減収加算額を支出することを国会に申
し上げたような次第でございまして、

○井上委員 そういう抽象的な答弁
じゃ困ります。私もどういふはつき
りした減収加算額といふものが新しく
政治問題化して、そしてこれが閣議決
定によつて出すということになりました
以上は、まだ予算も審議中でありま
すから、当然直ちに政府みずから食糧
会計の修正案を出して、減収加算三十
三億なら三十三億を新しい費目として
要求すべきであります。そうしなけれ
ば、食糧会計自身の歳入歳入といふも
のについて大きな疑惑を國民に与える
のです。

くらしい少く輸入する見込みになるか、
あるいはまた価格は一体どれだけ安
なつていくのか、どういふ条件で安
なつていくとするか、問題はこれ
です。中間経費を大幅に削減すると言
つたつて、そんなことは實際上不可能
です。そんなものの削減といふものは、
一割か一割五分くらいしたら大へんな
ことになる。ほとんどそんなことは考
えられない。そうしますと、結局輸入
食糧の価格を安く買ひつか、量を少
くするか、これにしばつてこなければ
しょうがないと思ひます。そうすると、国会
に要求しておる輸入量といふものは
そこ、予定価格はその数字かといふ
ことになつてきます。食糧庁の責任を
われわれは追及しなければならぬ問題
になつてくる。そんなはずなんものを
提案されるのは考へない。少くとも年
間の需給の動きを見て、年間の國際
格の動きを見て、それぞれ価格なり石
数といふものは割り出されておるとわ
れわれは見えておる。それに三十三億
の剰余金が生ずるといふようなことは
どうしても考へられない。予算が通過
した後ならば、また国会が開かれない
ので、やむを得ないから一時食糧会計
でかかえました、国会が開かれました
から補正予算を出します、追加予算を
要求しますといふのなら話がわかる。
まだこれは予算も成立してない、審議
の最中でありまして、何で所要の措
置をおとりになりませんか。そして
知らず知らず食糧会計の不健全さを國民に
用は一体どうなつていくか。そのことを
お考へになりませんか。

○永野説明員 私どももいたしまして
は、輸入食糧の数量につきましては、
これは需給の關係から必要な数字を計
上いたしておりますので、これを變更
するつもりはないのでございまして。た
だ予算を編成いたしました当時の事情
から若干の時日の経過もございする
ので、三十三億の財源を作りますこと
につきまして、ただいま輸入食糧の買
入れ賃の見直し、あるいは運賃、保管
料、その他の管理費の削減といふこと
を考へて実行上の計画を立てておる
ところでございしますが、ただ一つ御了
承願いたしたいのは、輸入食糧の準備に
つきましては、これは日本が輸入その他
の手続によりまして外国から買ひわけ
て、公けの席上でいろいろとやうこと
は支障がないかどうかといふような点
も若干の検討を要するやうな次第で
ございまして、ただいまさういふ意
味におきまして、実行上の計画を検討
しておる段階でございまして、

○井上委員 これ以上私は質問を遠慮
しておきますが、問題は、今あなた
のお話のように、中間経費を何とか実行
予算において組み直して削減をして節
約をしたい、その気持はいいです。も
しそういうことが今から予想されるな
ら、当然新しいやうな費目が出てき
ておるのでありますから、これと相関
連して、中間経費の削減による費目の
改正をやるべきである。あるいはまた
今あなたは國際價格云々の問題で、こ
んな公開の席で論議することの可否
を御答弁なされておりましたが、もし政
府が國際價格よりも下回る価格で米を
買ひたい、あるいは麦を買ひたいとい
ふやうなことを申しました結果は、結
局は安からう、悪からうといふこと
になつて、悪いものをつかまされて、もう

一べん黄粟米と抱き合せを買うつもりですか。それでまた何億という大きな赤字を食管会計が背負うつもりですか。安いものを買えば、どうしてもそんなものを一緒に買わなければならないことになる。これは商売上やむを得ないことに追い込まれてしまいますよ。従つて、そういうことであなた方は逃げ回らぬで、何ゆゑにこれを修正をしないのですか。もう国会は各党全部が賛成をしてゐることでありますから——食管会計に大きな疑いを持たれる、三十三億という大きな金が年度間において操作できるというようなことをもし国民が知つたならば、食管会計に対する信用は地に落ちてしまひますよ。そういうことをあなたはお考えになりませんか。だからそこで費目を新しく要求して、国会がそれを承認することになるから、新費目として減収加算三十三億の要求を何でせぬ。予算修正をすればいい。これはどういうわけです。

○永野説明員 輸入食糧の品質が低下するようなことに相当なりましては、これはまた重要な問題でございますので、これは全然別途の問題といたしまして、輸入食糧の品質を向上するような措置をいろいろ考へておるのでございます。輸入食糧の買入れ費を節約いたしました結果、そういう病変米等の輸入が行われるようなことのないように、別途十分な留意をして参りたい、こう思つております。要するに予算の形の問題でございまして、その点につきましては、ただいま実行上の問題といたしましていろいろ検討をいたしておるところでございます。

○原政府委員 この食管会計で容易に

三十三億という額が出てくるようなルーズさという点を非常におつしやいますので、これはやはりその疑念を解いていただかなければいけないと思ひますので、ちよつと申し上げたいと思ひます。率直に申し上げますが、本件は経過に徴しても明らかな通り、政府部内において、当初これを出すべきか出さざるべきかという点について相当議論がございました。われわれ事務当局と申しますが、大蔵省側は、率直に申しますが、非常に疑問を持つておりました。また農林省側との間においても、そういうような角度が非常に強かつたというところは、すでに新聞紙上でも御存じの通りでございます。ところが国会が開会になりました、各党各派をあげての御要望があるというところで、政府もその総体の御意思に従ひまして、それでは別にやろうというふうな考へたわけでありまして、従ひまして、初めから余裕があつた問題というのではなくて、各党各派あつてそうおつしやるのだからやろうじゃないか、ただし、先ほど来井上委員からもお話がありまして、減収加算には、その効果なり、意味なり、公平性なり、いろいろ問題があるというようなこともあり、またそういうような意味で一般会計で持つ余裕が他面においては無いというようなこともあり、食管の実行上の差し繰りにおいて、何とか捻出できぬものかという相談がございまして、農林大臣がそれは引き受けようというような話になりました。こうなりましたので、決して余裕が初めからありましたのを、ちよつとここに話が出たからやつたというのではなくて、農林省としても決して楽に出せるとは思つてお

りませんので、その辺は一つ御了承願ひたいと思つておられます。○井上委員 政治的な御親切な御答へについては、了解をいたしておきます。ただ、これを食管会計として抱き込んで参ります場合は、ただいまお話が出ました通り、どこからこれを削り出さなければならぬことになるのではありませんか、それだけの削り出す余地が残されておるような会計ならば、ずさんな会計といわなければならぬし、もし削らすことができなかった場合は、年度末になつて足りぬ分だけを一般会計から補てんすればいい、こうお考えになつておつたらそれは別です。大蔵省としては、やれるだけ農林省の方の御努力で食管会計の操作をやらせてみて、最後にどうにもこうにもやりくりがつかぬというものが出ました場合は、年度末において一般会計から食管会計の損失補てんとしてお出しになるつもりでこれを承認されておりますか、その点をさらに伺つておきたい。

○原政府委員 発表されました閣議決定にもあります通り、本件に必要な財源は、食管会計のワク内においてその実行上の差し繰りで処置をするということになつておりますので、そういうふうな考へております。○松原委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明六月一日午前十時より、地方道路税法案及び地方道路譲渡税法案について、大蔵委員会、地方行政委員会、運輸委員会、建設委員会連合審査会を開会する予定であります。他の委員会の都合で、この連合審査会が順延されることとなりました。明日は午後一時より大蔵委員会を開き、物品税法の改正について御協議い

たしたいと存じますので、あらかじめ御了承願ひておきます。本日はこれにて散会いたします。午後零時三十四分散会

大蔵委員会議録第十号中正誤

一頁二段一行目の前に次のように入る。

五月十九日

資金運用部資金法の一部を改正する法律案（内閣提出第五四号）
資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第五五号）
日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律案（内閣提出第五八号）
たばこ専売法等の一部を改正する法律案（内閣提出第五九号）
関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第六〇号）
の審査を本委員会に付託された。

昭和三十年六月三日印刷

昭和三十年六月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局